鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

近年、野生生物による農作物の被害は、深刻な状態にあり、その被害は経済的 損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村地域社会の 崩壊を招きかねないなど、大きな影響を及ぼしている。

本県の野生鳥獣による農林水産業被害額は、ここ数年、2億円から3億円と高どまりで推移(平成22年度は約2億4,600万円)しており、その被害は農林業への直接的な被害にとどまらず、山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂流出被害にもつながっている、との指摘もある。

平成20年2月には、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が施行され、鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への捕獲許可の権限移譲など、各種支援の充実が図られてきた。

本県においても、狩猟期におけるニホンジカの捕獲に対して独自の捕獲補償金制度を創設するなど市町村における有害鳥獣の捕獲や被害防除を支援してきたが、ニホンジカ、イノシシ、サル等の生息数の増加に歯どめがかからず、被害の軽減までには至っていない。

今後、生息域の拡大を続ける野生生物による被害防止を確実なものとするためには、ハード・ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動の促進や、地域リーダー、狩猟者の育成・確保、被害農林業家へのより広域な支援などの対策の強化が不可欠である。

また、野生生物の保護並びに被害防止対策のための適切な個体管理数の上から も、正確な頭数の把握は欠かせないが、その調査方法はいまだ十分なものとはい えず、早期の確立が望まれる。

よって、国におかれては、鳥獣被害防止対策の充実を図るため、次の事項を早 急に実施するよう強く要望する。

- 1 地方自治体が行う鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 2 専門的な知識や経験に立脚した人材の養成を図るとともに、地域の取り組みに対する技術指導などを含めた人的支援を強化すること。
- 3 有害鳥獣の正確な生息数及び生息域の把握ができる調査方法を確立すること
- 4 効果的な鳥獣被害防止対策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 3 月 16 日

高知県議会議長 武 石 利 彦

衆議院議長横路孝弘様